

会議の名称	全 員 協 議 会	開催月日・令和5年8月30日 開会時間・午前・午後 9時58分 閉会時間・午前・午後11時53分
出席者	河崎 周平 安藤 誠 後藤 徹 佐藤 健 南谷 清司 栗津 明 原 一郎 安井 智子 野口 佳宏 後藤 國弘 堀 隆和 藤川 貴雄 豊島 保夫 花村 隆 山田 紘治 近藤 伸二	
欠席者	川柳 雅裕 南谷 佳寛	
オブザーバー		
傍聴者		
説明のために出席した者	堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村議会総務課主任	
協議事項	協議事項 ○ タブレット端末の運用について ○ その他	

【開会＝午前9時58分】

藤川議長

ただいまから全員協議会を開催いたします。
南谷佳寛議員と川柳議員からは欠席の連絡を受けております。
会議に先立ち、報道機関の方から傍聴の申し出がありましたらこれを許可してよろしいでしょうか。

(異議なし)

藤川議長

では、傍聴を許可いたします。
初めにタブレット端末の導入に際し、IT機器使用の申し合わせ事項について、議会運営委員会より説明願います。

後藤國弘議員

議会運営委員会では令和5年9月定例会から、議会タブレット端末導入に合わせ、令和4年度から議会改革特別委員会における協議結果を受け、IT機器使用に関する申し合わせ事項について検討してまいりました。お手元には本会議、委員会等におけるIT機器使用の申し合わせ事項をお配りしております。まず第1項に、目的として各議員が行う報告会などの議員活動にも使用できるよう、その他の議員活動を加えました。第2項といたしまして、IT機器の貸与としまして、この申し合わせ事項を決定後にお配りしますタブレットの貸与について加えました。第3項に、IT機器の取り扱いとして、前項第2項に貸与されたIT機器の取り扱いについて加えています。第5項に会議以外のIT機器の使用範囲及び第6項、IT機器の使用における禁止事項では、第1項で加えられた目的を含め、議会活動等における使用範囲について、貸与されたもの、持ち込むもの両者に対するものとして再構成しています。先に令和5年8月28日に行いました議会運営委員会におきまして、この申し合わせ事項につきまして、皆さんに提案してはとの結論となりましたので、趣旨をご理解いただき、ご決定のほどよろしくお願いいたします。なお、私どもにおきましてはタブレット端末が議会活動及び議員活動に用いるため、公費による貸与品であることを踏まえ、この申し合わせ事項を遵守するほか、適切な使用を行っていただくよう、あわせてお願いをいたします。

それでは続けて、タブレットの使い方でございます。引き続き、お手元にお配りしておりますカラー印刷されてお

ります、「はじめに、議会タブレット端末整備について」をご覧ください。まず、このタブレット端末はW i - F iモデルとなっています。議場、控え室、この委員会室周辺では市のW i - F i環境に自動で接続し、インターネット関係につながっています。自宅ほか、外での環境におきましては、各自W i - F i環境への接続が必要となりますのでご承知おきください。

次に、皆さんにお渡しする貸与品は13.1インチ液晶画面のタブレット、取り外し可能なキーボード、タッチペン、充電器となっております。お手元に4点あるかどうかをご確認ください。

それでは、今回のタブレット端末整備は議会のI C T化が目的であります。コスト削減やペーパーレス化、効率化というものがありませんが、私も羽島市議会として議会活動の環境整備、全員が同じ機器を使用し、同じ量、質のデータを共有し、それぞれ作業などができることになります。最低限、共通の基盤が整備されることにあるものと考えております。最後に、イメージとして簡単な図をまとめております。このタブレットは事務局3台を含め、全21台がマイクロソフト365というアプリでグループを作っています。議員への連絡、データの配信などをこの中で行うこととなります。後ほどご説明させていただきますが、各自で使用するデータを各自の端末に保存する場合との関係をグレーの点線囲い、紫色の点線囲いを入れて表現してあります。またご確認いただければと思います。今定例会、9月の定例会では紙との併用でスタートし、操作に慣れていき、お互いにフォローし合いながら、次の定例会を目途に完全にペーパーレス化にしていきたいと考えております。以降、基本的な使い方について、説明をお願いします。事務局から説明をお願いします。

藤川議長

まず、ただいまの説明について何かご質問等ございますか。ないようでしたら、事務局より、基本的操作方法について説明をお願いします。

(発言なし)

議会総務課課長
補佐

早速ではありますが、私の方から基本的な操作方法というところで順番に皆さんに少し操作にお付き合いいただきながら説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

	(操作の説明)
藤川議長	ただいまの事務局からの説明について何かご質問等ございますか。
近藤議員	もう1回タブレットの流れを説明願えますか。間違えるといかんもんで、9月議会からのこのタブレットをもう1回。これ、議場でも当然、全員置いてもいいんですよね、議長には、何も登録せずに。
藤川議長	用紙がありますが、それは書かなくても良いということですか。
議会総務課長	今回のタブレットにつきましては、貸与されたものですので、お届けの方を出していただく必要はございませんで、9月定例会から試行的に行うということで、議場での本会議や委員会等に持ち込んでいただくこととなります。
近藤議員	それで、本会議場でタブレットで資料見てもいいし、紙も手元に来てますね、それから、メールの関係で、もう1回もうメールの関係もちょっと確認できますか。
議会総務課長	お知らせの関係ですけれども、O u t l o o kの方にメールを送らせていただくときは、今まで送らせていただいていた携帯とかタブレットとかの方にも一緒に連絡を入れさせていただきます。その際、添付ファイルにつきましては、O u t l o o kの方をご確認くださいという形でお知らせいたしますのでよろしくお願いします。
近藤議員	先日F A Xで日程表を送っていただきましたね、ああいうのはどういうふうになるんですか。
議会総務課長	9月におきましては試行ということで、一緒に紙とタブレットの方でやらせていただきますが、その後につきましては、タブレットのみでという形を考えております。
近藤議員	ちょっと私もよくわからないけど、タブレットの場合ですね、普通スマートフォンだと画面に、例えばA n d r o i dを使っているんだけど、左上に例えばL I N Eが来たとかメールが来たとか、小さいマーク出ますよね、それで気が付いて、メール来たんだなということだけど、結局、タブレットというのはしょっちゅう開くわけでもないけ

	<p>ど、何かそういうタブレットって画面に小さい表示は出るんかねこれ、何か来たというのは、メールが来たとかそういうのは、出るんだっけ。</p>
<p>議会総務課長</p>	<p>タブレットはW i - F i 環境にない場合はそれを受信することもできませんので、今までと同じように登録されているメールの方に、タブレットの方にお送りしましたというお知らせを。そこは変わらずいたしますので、そのメールを確認していただいたら、タブレットの方を見ていただくということをお願いします。</p>
<p>藤川議長</p>	<p>確認ですけど、このタブレットを自宅に持ち帰って、自宅のW i - F i に接続するというのは、各自設定してくださいということですか。</p>
<p>議会総務課長</p>	<p>そうなります。</p>
<p>藤川議長</p>	<p>設定しても良いということですね。</p>
<p>安藤議員</p>	<p>スケジュール帳について、今は何も入っていないんですけど、議会日程とか何かはこれから入れて、こちらの方へ送っていただけるとか。</p>
<p>議会総務課課長 補佐</p>	<p>予定表の話かと思いますが、まだグループができておりませんので表示されていませんが、全員がご覧いただけるグループを作りまして、日程等は入れていきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。</p>
<p>安藤議員</p>	<p>その予定表に、まだちょっとO u t l o o k のシステムがわからないのであれですけど、自分個人の予定も入れることは可能ですか。</p>
<p>議会総務課課長 補佐</p>	<p>時間の関係で説明は省略させていただきましたが、個人の予定表というところは、皆さん各自でお使いいただける機能です。これは誰も見られない個人の部分になりますので、個人用という部分は皆さんでお使いいただいて構いません。</p>
<p>藤川議長</p>	<p>他にございますか。</p> <p>(発言なし)</p>

藤川議長	その他の事項について何かございますか。
栗津議員	<p>先般の議会だよりの件なんです、議会だよりは議場で言ったことを書いてもいいという認識でおったんですが、その点の見解をしっかりとやっていただきたい。また、広報広聴委員会の権限、どこまでの権限があるかということをお示しいただきたいと思います。</p>
藤川議長	<p>ただ今、栗津議員から議会だよりの内容とか、編集権限について、広報広聴委員会にあるかどうかという話がありましたけれども、広報広聴委員会というのは議会だよりの議会の広報広聴活動に関することを所管しまして、議会だよりの編集についても、広報広聴委員会で行うということになっておりますので、広報広聴委員会での協議の結果、議会だよりに載せる内容を決めたという流れになります。委員長、補足があれば。</p>
野口議員	<p>今、藤川議長がお話しされた通りなんですけれども、広報広聴委員会そのものは議会基本条例で定められて設置をしている状況で、広報広聴委員会に関する規定もございまして、その中の第2条の広報紙の編集、発行に関することを所掌事務としているところで、皆さんと議論をして判断をさせていただいたところでございます。以上です。</p>
近藤議員	<p>私も栗津議員と会派一緒にやっていますね、その広報広聴委員会の場におったわけではないので、私の想像話もあるかもわかりませんが、我々議会だよりに書くときは、まずその発言、表舞台で発言した内容ですね、それに逸脱した内容を載せることはいけませんけれども、明らかにその表舞台で、本会議場で喋ったことに対しては、発言者に責任がありますので、いろいろご意見があれば、発言者が対応するというので、広報広聴委員会につきましては先ほども基本条例にあるということですが、基本条例には確かに広報広聴の充実を図るために議員が構成するということがありますけれども、具体的に広報広聴委員会はですね、他人が発言したことに対して、明らかにその議場で発言した内容でない場合に関しては、それはいけませんけれども、議場で発言した場合に関しては何ら問題ないということを私は思います。そしてその後、事務局案ですか。事務局案が出たということですが、これはいかなものかだと思います。我々議員が発言したことに対してですね、事務局が悪いということではないんですが、</p>

事務局案ということがですね、そういう発想といいますか、例えば、議員間のことです、事務局にそういう責任を押しつけるという言葉はいけません、事務局案という、そういう言葉が出ること自体ちょっとおかしいなと思っています。それならばですね、やはりこれ議員間同士の話ですので、例えば委員長案とかですね、例えば委員長と副委員長と協議して、こういう案を提示しますということはあるけど、その辺、私の思いと違いますので、その辺時間もお昼になりますけども、その辺をですね、まず広報広聴委員会でしっかり議論するか、もしくは別の機会でも改めてしっかりとお話をさせていただきたい。広報広聴委員会については、基本条例も載っていますが、その具体的な運用については、あまりなかったと思いますので、その辺をよろしくお願いします。

藤川議長

ただいま近藤議員からご意見がありました、私どもとしては、特に議会として何かをしようという考えはございませんし、広報広聴委員会としてというお話もありましたけど、広報広聴委員会の中で、そういった編集のあり方について協議をする考え等はございますか。今話を整理しますと、議会としてか広報広聴委員会の中で議会だよりの編集のあり方について協議をする場が必要なのではないかというご提言をいただいたんですけど、議会として動くことは私考えておりませんので、広報広聴委員会の中でその対応について、2つ提案されたので、議会として動くか、広報広聴委員会として動くかということなので、議会として動く考えはないので、まず広報広聴委員会でどうするかということは、広報広聴委員会が所掌ということもあるので、広報広聴委員会としてのお考えはどうかということもちょっとお尋ねしたいんですけど。

堀議員

私の議会だよりでですね、原稿送りましたということで、同じようなことが私の場合もあったわけです。

藤川議長

今回ですか。

堀議員

前のことです。要は事務局が訂正かけて、この字句を直しますよということで修正が来るわけです。

藤川議長

私もありますよ、内容と答弁とちょっと違っているところがあるので、喋ったのは実際こうですからというふうで、そういうふうに事務局の方で修正というか、喋ったこ

堀議員	<p>とをとというような修正はありますよ。</p> <p>それは皆さんあるかと思いますが、当然、近藤議員が言われたように、当然、こちらがこれを1番載せたいんやと、このことで質問をしたという趣旨のことを出しているわけです。だけど、やはりそれは合わないというような話があって書き直したので、私も白紙の状況で出されたときがあるわけです、広報広聴委員会に。だから、そういうところで、こちらは自信を持ってこの言葉を話しをしました、答弁もこういうようでありましたと言ってその言葉を抜き出してやっているわけですよ。だけど、そういうように白紙というようなことがありまして、だから、これについては、ある程度、近藤議員が言われたように、議員のあれでもってやっているわけですので、事務局の方がこの方がいいんじゃないですかということで訂正をかけてみえるわけですが、こちらが自信を持ってこういうことという話をしているわけですので、このあたりの兼ね合いをきちっとどうするかという、栗津議員の問題もそうだと思いますので、そこら辺りもきちっと、これは議員の役目ですので、議員でもってきちっと示していきたいというふうに思っていますのでお願いします。</p>
藤川議長	<p>堀議員の感想であります、堀議員として自信があるかないかという話と、広報広聴委員会の中での編集のあり方についての、先ほどの近藤議員の提言の話は全く別の話ですので、堀議員の話は自信を持って出したけど採用されなかったというそれだけの事ですので。</p>
栗津議員	<p>今回の最初の元はですね、議長からいきなりですね、口頭で話しするんじゃないなくて、嚴重注意の文書が来た。</p>
藤川議長	<p>いきなりと言いますが、私からしてみれば、状況を整理して、状況を調査して、その結果、栗津議員の発言には事実関係に基づかない部分があったということで訂正を求めた、注意して訂正を求めた。</p>
栗津議員	<p>普通は口頭でまず違っとらへんかと・・・。</p>
藤川議長	<p>その話を掘り下げると、議長が注意した事を訂正されなかったということまで掘り下げなきゃいけないんですけど。</p>

栗津議員	間違っと思ったら訂正しないかんし、私はごめんなさいを言わんといかん。
藤川議長	そうですね、そこを掘り下げなきゃいけないんですけど、掘り下げますか。
栗津議員	掘り下げてくれればええよ。掘り下げてくださいよ、それなら。
山田議員	掘り下げるといふなら掘り下げましょう。
藤川議長	栗津議員、このことだけ確認したいんですけど、議長から注意を受けて、栗津議員はその議長の注意に従って議場で訂正の発言をされましたか。訂正を求めましたか。
栗津議員	間違ったらんで訂正しませんよ。
藤川議長	事実を確認しているんです。議長の注意を受けて、注意があつて、議場での発言の訂正を求めましたか、求めていますか、その事実だけお答えください。
栗津議員	何を言つとるかわからん、意味が。
藤川議長	事実関係の確認ですよ。議場で訂正することを求めましたか。
栗津議員	誰が。
藤川議長	栗津議員がです。議長からの注意を受けて、発言の訂正または取り消しを議場で求めましたか。
栗津議員	なんで私が求めるんや、おかしいこと言うな。
野口議員	栗津議員の一番最初の、個々のあれはともかく、一番最初のことに対しては、ちょっと正直なところ、一番最初の栗津議員の原稿、あの原稿を見たときに、ちょっと正直言って私の読解力がないのか、ちょっと伝わりづらいなと思ったんですよ、文章が。それで一番最初、委員の皆さんにもお諮りをして、ちょっと変更した方がいいということになって、いろいろとやりとりをさせていただいた経緯があるんです、流れとしては。栗津議員言われるように、広報広聴委員会として、権限というの大げさですけど、決まり

というか、ルールというものをしっかりと決めた方がいいんじゃないかというご提案だったと思うんですけど、その件に関しては、大変申し訳ないんですけど、この場で決められないんで、ちょっと広報広聴委員会でちょっと話し合いをさせていただきたいなと思っているんですけど、いいですか。その話し合いでどういう結果になるかまた皆さんにご報告をさせていただきますし、そういうことで、個々の事案についてどうこうというのではないんですけど。

山田議員

要するに、議会だよりそのものは、一般質問の関係を皆さんにそのままご報告するということですから、それを粟津議員の話しを聞いておると、粟津議員で責任を持って質問しとるわけですから、そのまま載せる必要があると、そうじゃなかったら何のための一般質問で、それで、今議長がおっしゃるように、もし仮に議長がそのことについておかしいというような発言されてみえましたが、おかしいということであつたら、議長個人がおかしいと言っておるだけであつて、本人は正しいと言っておるわけですから、そういう関係についてはもう深堀りするしかない。

藤川議長

山田議員に申し上げますが、議長個人がおかしいという判断をされているということをおっしゃってみえますが、その関係について、広報広聴委員会で編集をさせていただいている最中に、議長から注意を受けていることもあるので、事実関係が私としては事実に基づかない発言であると申し上げましたが、委員からは事実に基づかないと断定するのではなくて、事実関係が定かではない事柄について、載せるのはいかななものかという意見が委員からございました。私個人の発言ではなくて、委員からそのような判断が出て、そして委員会の判断で最初に粟津議員から出た原稿案はふさわしくないのではないかとということで、再度の提出を求めたといういきさつがございます。

山田議員

そういうことで、そうおっしゃるのであれば、それをもう一編最初からきちっと審議なり何なりするというところでいいですか議長、時間をかけて。

藤川議長

大変申し訳ないですけど、先ほど野口委員長が広報広聴委員会で話し合った協議した結果を、どんなのかわからないですけど、また全員に報告するというお話がございましたので、その結果をお待ちいただくようなことでいいですか。

山田議員	別に編集というのは、個人の一般質問の原稿か何かについてのことに触れること自体がおかしいと思う。それからもう1つ、議長が不思議だと思ったことを議会中にはっきりと、これは駄目ですよと。
藤川議長	議会中に栗津議員に申しあげましたよ。文書で通達していますよ。
山田議員	注意は議会中ですか。
藤川議長	議会の会期中に。
山田議員	会期中じゃなくて本会議中ですよ。本会議の中では終わっているわけですよ。
藤川議長	山田議員のおっしゃることは、一般質問をしたその発言した当時、その瞬間に注意すべき。その関係について私から申しあげますが、栗津議員の発言が本当に正しいかどうか、ちょっとその時では判断できなかったもので、その後、議場で質問した当日ではなくて、その後発言の内容を確認した、事実関係も確認した結果、これはちょっと事実ではないのではないかとということで、裏付けを取った上で栗津議員に対して厳重注意の文書を、だから2日後のはずです。
山田議員	そういう話は、まずみんなに聞かなあかん。これが正しかったかどうかなんてどうやってわかるの。
藤川議長	裏付けをとりましたので、裏付けを取った結果。
山田議員	どういうふうに言うがその裏づけをみんなに言わんとこれはわからへん。
藤川議長	これは栗津議員の発言に関することですので、栗津議員に対して申しあげたけど、本来であれば、私と栗津議員の中で完結する話なんです。皆さんの場に持ってくるような話ではなかったんです。今となっては違いますけれども、当時の状況では。
山田議員	それでどういうふうに結論されたの、議長は。

藤川議長	結論は、6月議会が閉会したことによって、会期中では発言の訂正なり取り消しなりできるんですけども、閉会したことによって、訂正、取消ができなくなりました。今となっては議事録は永遠に残りますし、もう訂正ができない状況になったということです。
山田議員	もう何ともならんのでしょうか、これは栗津議員の責任の問題なんですよ。だから、議長はおかしいと思っても栗津議員は正しいと思っているわけですから、それを訂正するという事は間違ってますよ。
藤川議長	議長から注意をした事柄を・・・。
栗津議員	注意、注意と言って、いきなり嚴重注意の文書1回だけですよ、わかってますか。口頭では1回も、言っとることは聞いたら違っとるで訂正してくださいと、口頭では言っていないよ。
藤川議長	今の発言を私なりに理解して確認しますと、口頭での注意ではなく、いきなり文書で送ってきたから栗津議員はご納得されていないということですか。
栗津議員	まず最初のいきなりどういう理由で嚴重注意の文書が来たかと言いたい。なんで嚴重注意されないかんのかということ。
藤川議長	紙で出したのは、どういう内容かということまではっきりとご理解いただくため。
栗津議員	なぜ第1回目から嚴重注意されないかんのですかということですよ。
藤川議長	そういう行動を栗津議員が取られたからです。
栗津議員	何の行動をしたの、私が。
藤川議長	注意文書の中に調べた上で、注意文書の中に書いてございます。
栗津議員	注意文書なんか1回だけでしょ。
藤川議長	それに書いてあります。読んでないんですか。読んでな

	<p>いわけないですよ。</p>
栗津議員	<p>私も嚴重注意でない文書ならまだわかりますが、なぜいきなり嚴重注意にしたのか、言っとることが違ったら、ちょっと口頭で違っとるがどうしたらいいですかと聞くのが当たり前やないですか。</p>
藤川議長	<p>当たり前じゃないですかって言ったって。</p>
栗津議員	<p>常識ですよ。</p>
藤川議長	<p>それは栗津議員がそう思っているだけで、そのような・・・。</p>
栗津議員	<p>嚴重注意なんて馬鹿な話はありませんよ。</p>
藤川議長	<p>今何とおっしゃいました。</p>
近藤議員	<p>話が戻りますけど、議会だよりに出す原稿については、その方が本会議場で喋ったことで一字一句書いて、喋っていないことを載せることはいけませんけども、その議会だよりに掲載することは、作成者がまず責任持って、いろんな批判を浴びようが、その人が責任を持って書いて出すということです。それを第三者の方が想像話的にこれは間違っると、それなら、例えば私も議長2回やってますけど、意図的に相性の悪い議員に対していちゃもんをつけるわけじゃないけど、あんたこれ常識外れてますよとか、いくらでも言えますよ、こんなことは。だから、そんなことがあってはいけませんので、まず、本会議場で喋ったことを一字一句書くのは何ら問題ない。それからもう1点、先ほども言いましたけど、事務局案、これは私も事務局にもいろいろご迷惑かけて、ちょっと短くしてくれとか、ちょっと字が違うところは、それは訂正かけるのは何ら問題ないと思いますけど、明らかに文面が変わって、栗津議員の場合、ちょっとどうなったかちょっとわかりませんが、その文章が書いたことが大幅に変わって、事務局案がこれですよということは、この事務局案という言葉は絶対これはだめです。これはあくまでも委員会ですので、委員長と副委員長が協議して、訂正をかけてこういう文章ですよという、そういう提案に、ぜひお願いしたいと思います。私の話が間違っるとかどうかわかりませんが、事務局にぶつけるということは、これは絶対いけませんので、最後は委</p>

野口議員	<p>議長、副委員長で協議して、こういう提案をしたということをご希望したいと思っております。</p> <p>近藤議員言われましたけど、しっかりと協議をした上で栗津議員に黙って原稿を出して、そのまま発行したなら広報広聴委員として処罰の対象かもしれませんが、しっかりと委員会内で協議をした、その上で栗津議員には申し訳ないけど、これでどうだということを何回もやってきましたよ。委員の皆さん違いませんか、そうでしょう。それをですよ、ただ単にうわごとのように、広報広聴委員会が勝手にやった、その発言は違うと思っておりますよ。その上で、栗津議員が今日先ほどお話をされましたけれども、しっかりと細かいルールを作ってみたらどうだという提案に対しては、広報広聴委員会としてはしっかりと協議をさせていただくということです。それだけです。以上です。</p>
栗津議員	<p>委員長からそういう連絡があり、それならば今度の全員協議会でしっかりとしたその事実関係を皆で協議しようということでございましたので、私はその案で納得したということです。それで議長も、徹底的に調べますと言われたから徹底的に調べてくださいよ。よろしいですか。</p>
藤川議長	<p>いいですけど、その結果を栗津議員にはお伝えしてはいますが、栗津議員から質問状が来ていますのでお答えしていますよ。</p>
栗津議員	<p>何を言っとる、みんなで調べなあかん、事実関係を。議長が聞いただけでしょ。事実関係をしっかりと調べましようと言われたでしょ、だったら委員会でも作り、第三者委員会を作ってやりなさいよ。</p>
藤川議長	<p>栗津議員のご希望がありましたので、私と栗津議員、その後やりとりをしていますけれども、そのやりとりが文書に残っておりますが、その文書を皆さんにお配りしてご覧いただくというような対応でよろしいですか。</p>
栗津議員	<p>中途半端なことばっかやっとならずに、しっかりした第三者委員会を作って調べなさいよ。</p>
藤川議長	<p>まず皆さんにそのやりとりをご覧いただいて、もう調べてありますが。</p>

栗津議員	何を調べたの、あんたひとりで調べただけやないか、勝手に都合のいいようにやってはあかん。調べると言ったらみんなが納得するように調べるのが当たり前のことですよ。
藤川議長	栗津議員と私のやりとりを皆さんにご覧いただきますので、まずそこから。
栗津議員	自分で調べると言ったやないか。自分ひとりで調べたやつ自分の都合のいいようにやるに決まっとるやないか、それを調べたとは言いませんよ。
藤川議長	いえ、調べましたので。
栗津議員	議長が勝手に個人で調べただけですよ、議会として調べてください。それで悪いなら議会から私にいろんなことを言ってくださいよ。議長個人じゃないですよ。
藤川議長	場合によっては然るべき対応を取らせていただきますので、まずは皆さんにやりとりの文書をご覧いただいて、まずはそこから対応させていただきますので。
山田議員	はじめの問題は、議長が調べたという、こういう話からこの話しが進んでいますので、議長が何を調べたかという文書をお配りなって、その後できちっとまたそういう機会を作っていただくということでしょうか。これいつまでやっておってもいかん。それでいいですか。議長は調べた結果とおっしゃったので、どういうふうに調べられて、どういうふうにやったかということをごきちっと、それでいいですか。そういうふうで、議長が調べた結果をもう一遍きちっと協議すると。あと、その文書のやりとりについては、もう配布していただいているんですよ、公でやっていることですから、調べたことについてはまた後日協議するというので、今日はどうですか。
栗津議員	配ってみんな協議していただければそれで結構ということですよ、私は。徹底的にやってください。
藤川議長	まずは皆さんに栗津議員からご同意いただきましたので、私と栗津議員とのやりとりを皆さんにお配りさせていただきます。 今の話は以上とさせていただきたいと思います。他に何

藤川議長	<p>かございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは全員協議会を閉じたいと思います。皆様お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">【閉会＝午前 11時53分】</p>
------	--